

令和4年度 地方公共団体における男女の給与の差異の情報公表

令和5年6月公表

特定事業主名：猿払村

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.5 %
任期の定めのない常勤職員以外	54.9 %
全ての職員	76.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	95.7 %
本庁係長相当職	98.7 %

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	44.6 %
31～35年	92.0 %
26～30年	72.5 %
21～25年	84.9 %
16～20年	186.4 %
11～15年	122.0 %
6～10年	83.0 %
1～5年	74.4 %

※ 対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
 ※ 給与：基本給，時間外手当，期末手当等を含み，通勤手当，児童手当等を除く。
 ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
 ※ 男女の給与の差異＝女性の平均年間給与÷男性の平均年間給与×100（小数点第二位を四捨五入）
 ※ 平均年間給与＝年度の給与総額÷当該年度中の各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均